

午前10時

○高井哲也事務局長

本日は、一般選挙後、最初の議会であり
ますので、議長が選挙されるまでの間、地
方自治法第107条の規定により、出席議員の
中で年長の議員が臨時に議長の職務を行う
ことになっております。

本日の年長の議員であります井舎英生議
員を御紹介申し上げます。

井舎英生議員、御登壇ください。

(井舎英生臨時議長議長席に着く)

○井舎英生臨時議長

ただいま御紹介いただきました井舎英生
でございます。

地方自治法第107条の規定により、年長議
員のゆえをもちまして、臨時議長の職務を
行わせていただきます。何とぞよろしくお
願いいいたします。

午前10時01分開会

○井舎英生臨時議長

ただいまから令和7年第1回岸和田市議
会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告
させます。

○高井哲也事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げま
す。

ただいまの出席議員は全員です。

以上、報告を終わります。

○井舎英生臨時議長

次に、会議規則第4条第1項の規定に基
づき、議席を指定します。

全議員の議席番号と氏名を事務局長から
朗読させます。

○高井哲也事務局長

私から全議員の議席番号とお名前を申し
上げます。

- 1 番 小西拓慎議員
- 2 番 永野紗代議員
- 3 番 藤原豊和議員
- 4 番 中岡佐織議員
- 5 番 高比良正明議員
- 6 番 河合達雄議員
- 7 番 海老原友子議員
- 8 番 昼馬光一議員
- 9 番 田中市子議員
- 10番 殿本マリ子議員
- 11番 反甫旭議員
- 12番 宇野真悟議員
- 13番 烏野隆生議員
- 14番 南加代子議員
- 15番 井舎英生議員
- 16番 友永修議員
- 17番 西田武史議員
- 18番 糸原佳一議員
- 19番 岩崎雅秋議員

20番 米田貴志議員

21番 京西且哲議員

22番 松本妙子議員

23番 中井良介議員

24番 岸田厚議員

以上でございます。

○井舎英生臨時議長

ただいまの朗読のとおり議席を指定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井舎英生臨時議長

御異議なしと認めます。よって、議席はただいまの朗読のとおり決定しました。

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から1番小西議員、3番藤原議員を指名します。

次に、本会議における議案説明員は、御配付しております一覧表のとおりです。

○井舎英生臨時議長

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月21日までの33日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井舎英生臨時議長

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は33日間に決定しました。

○井舎英生臨時議長

次に、日程第2、議長選挙についてを議題とします。

暫時休憩します。

午前10時04分休憩

午前10時50分再開

○井舎英生臨時議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法はいかがでしょうか。南議員。

○14番 南加代子議員

この際、動議を提出いたします。

議長選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とし、臨時議長から指名されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○井舎英生臨時議長

ただいまお聞きのとおり、南議員から、選挙の方法は指名推選とし、臨時議長から指名されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井舎英生臨時議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、私から議長を御指名申し上げます。

議長に烏野議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました烏野議員を議長の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井舎英生臨時議長

御異議なしと認めます。よって、烏野議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました烏野議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長就任の御挨拶をお願いします。

(烏野隆生議長演壇脇に歩み寄る)

○烏野隆生議長

発言のお許しを頂きましたので、議長就任の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方の御推挙を頂き、歴史と伝統ある岸和田市議会の議長に御選任を賜り、厚くお礼を申し上げます。

市民の皆様方の御理解を得られるよう、より開かれた議会を目指し、また、二元代表制の一翼を担う議会として役割をしっかりと果たしていけるよう、誠心誠意努めてまいり所存でございます。

また、混乱している市政を正常に戻していけるよう、議員の皆様方と共に尽力してまいります。何とぞよろしくお願いします。

甚だ簡単ではございますが、議長就任の御挨拶とさせていただきます。

○井舎英生臨時議長

それでは、議長と交代します。

長らく御協力いただき、ありがとうございました。

(井舎英生臨時議長自席へ、烏野隆生議長議長席に着く)

○烏野隆生議長

まず、お諮りします。この際、副議長選挙についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、副議長選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

○烏野隆生議長

日程第3、副議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に田中議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました田中議員を副議長の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、田中議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田中議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長就任の御挨拶をお願いします。

(田中市子副議長演壇脇に歩み寄る)

○田中市子副議長

発言のお許しを頂きましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま、議員の皆様方の温かい御推挙により、市議会副議長の要職に就任させていただきました。厚く御礼申し上げます。

議長と共に、議会の公正かつ円滑な運営と、より開かれた市民の声が反映される議会、人権が尊重されるまちづくりを目指し、二元代表制の一翼を担っていくため努力してまいり所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○烏野隆生議長

次に、お諮りします。この際、常任委員会の選任について及び議会運営委員会の選

任についての以上2件を日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、常任委員の選任について及び議会運営委員の選任についての以上2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前10時57分休憩

午後1時再開

○烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

まず、総務常任委員には、

2番 永野議員	6番 河合議員
14番 南議員	15番 井舎議員
16番 友永議員	17番 西田議員
24番 岸田議員	

以上の7名を、

次に、文教民生常任委員には、

1番 小西議員	3番 藤原議員
7番 海老原議員	8番 昼馬議員
9番 田中議員	10番 殿本議員
19番 岩崎議員	22番 松本議員

以上の8名を、

次に、事業常任委員には、

4番 中岡議員	5番 高比良議員
11番 反甫議員	12番 宇野議員
18番 末原議員	20番 米田議員
21番 京西議員	23番 中井議員

以上の8名を、

次に、予算常任委員には、

2番 永野議員	4番 中岡議員
7番 海老原議員	10番 殿本議員
11番 反甫議員	15番 井舎議員
17番 西田議員	18番 末原議員
19番 岩崎議員	20番 米田議員
23番 中井議員	

以上の11名を、

次に、決算常任委員には、

1番 小西議員	3番 藤原議員
5番 高比良議員	6番 河合議員
8番 昼馬議員	12番 宇野議員
14番 南議員	16番 友永議員
21番 京西議員	22番 松本議員
24番 岸田議員	

以上の11名をそれぞれ指名します。

よって、ただいま指名しました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任します。

○烏野隆生議長

次に、日程第5、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

4番 中岡議員	5番 高比良議員
11番 反甫議員	15番 井舎議員
19番 岩崎議員	21番 京西議員
23番 中井議員	

以上の7名を指名します。

よって、ただいま指名しました以上の議員を議会運営委員に選任します。

次に、お諮りします。この際、大阪府都市ボートレース企業団議会議員の選挙について、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議員の選挙についての以上2件も日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、以上の2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午後1時04分休憩

午後2時10分再開

○烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、諸般の報告に入ります。

各常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長の互選を行いました結果、総務常任委員会委員長に西田議員、副委員長に河合議員、文教民生常任委員会委員長に殿本議員、副委員長に藤原議員、事業常任委員会委員長に末原議員、副委員長に京西議員、予算常任委員会委員長に米田議員、副委員長に井舎議員、決算常任委員会委員長に松本議員、副委員長に昼馬議員、議会運営委員会委員長に岩崎議員、副委員長に中岡議員が、それぞれ満場一致をもって選任されましたので、御報告します。

○烏野隆生議長

これより日程に入ります。

日程第6、大阪府都市ボートレース企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大阪府都市ボートレース企業団議会議員に米田議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました米田議員を本企業団議会議員の当選者と定め

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、米田議員が大阪府都市ボートレース企業団議会議員に当選されました。

ただいま大阪府都市ボートレース企業団議会議員に当選されました米田議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○烏野隆生議長

次に、日程第7、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議員に小西議員、藤原議員、河合議員、海老原議員、井舎議員、友永議員、西田議員、赤原議員、以上の8名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました以上の議員を本組合議会議員の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました以上の議員が岸和田市貝塚

市清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議員に当選されました小西議員、藤原議員、河合議員、海老原議員、井舎議員、友永議員、西田議員、赤原議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

次に、お諮りします。市議案第1号庁舎建設特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、市議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○烏野隆生議長

日程第8、市議案第1号庁舎建設特別委員会の設置についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岩崎議員。

(19番 岩崎雅秋議員登壇)

○19番 岩崎雅秋議員

ただいま上程されました市議案第1号庁舎建設特別委員会の設置についての提案理由の説明を申し上げます。

本市庁舎については、最も古い旧館は既に築71年が経過しようとしており、老朽化が著しく、耐震性に問題があります。災害復旧の拠点となる市庁舎の倒壊は、その後の市民生活に多大な影響を及ぼすものであり、新庁舎の建設は喫緊の課題であると考えられます。よって、庁舎の建設に伴う諸問題について調査、審査するため、9名の委員で構成する庁舎建設特別委員会を設置されんことを望むものであります。

何とぞよろしく御審議のほど、議員各位の満場の御賛同をお願いし、市議案第1号についての提案理由の説明といたします。

○烏野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。質疑はありませんか。海老原議員。

○7番 海老原友子議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております市議案第1号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○烏野隆生議長

ただいまお聞きのとおり、海老原議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

討論なしと認めます。

これより市議案第1号を採決します。

本件は原案を可とすることに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま設置されました庁舎建設

特別委員会の委員には、委員会条例第8条第1項の規定により、1番小西議員、2番永野議員、4番中岡議員、5番高比良議員、7番海老原議員、14番南議員、15番井舎議員、17番西田議員、20番米田議員、以上の9名を指名します。

つきましては、ただいま指名しました以上の議員を庁舎建設特別委員会の委員に選任します。

次に、お諮りします。市議案第2号永野耕平岸和田市長に対する不信任決議を日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、市議案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○烏野隆生議長

日程第9、市議案第2号永野耕平岸和田市長に対する不信任決議を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、永野紗代議員の退席を求めます。

（2番 永野紗代議員退席）

○烏野隆生議長

本件について、提案理由の説明を求めます。岩崎議員。

（19番 岩崎雅秋議員登壇）

○19番 岩崎雅秋議員

ただいま上程されました市議案第2号永野耕平岸和田市長に対する不信任決議について、案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

永野耕平岸和田市長に対する不信任決議

昨年11月28日に、女性との性的関係を巡る訴訟で和解したとの報道があった。

「解決金500万円の支払いと市長が女性に謝罪する」という内容であり、大阪地裁

は、「原告の雇用関係を左右し得る優越的な立場で、社会的な上下関係が自ずと形成されていたと認めるのが相当。被告は公人で、配偶者もいることを考慮すると非難を免れない」との所見を示された。議会としても事実確認をするため、12月3日に全員協議会を開き市長に出席を求めた。そして、各議員より訴訟内容等について説明を求めるも「秘匿」を繰り返し、説明責任を果たすことは無かった。その後、市長は女性との不倫関係を認めたが、「自分に非はなく辞職する気はない」などの主張を繰り返している。道義的には看過し得るものではないと考える。また、市民の代表たる市長が、所属政党に進退を委ねるのは理解しがたい。市民や市議会に説明するのが最優先である。議会としても、市長が出席しての定例会を進めるわけにはいかず、市長欠席での審議となるなど異例中の異例であった。岸和田市民も庁舎前などで、市長辞職を求める声を連日あげられており、まさに岸和田市は、大混乱で異常事態と言わざるを得ない。その混乱を招いた市長の責任は非常に重いにもかかわらず、市長は辞職しないだけでなく、大義無く議会を解散し莫大な市民の血税を使ったことは言語道断である。

過去にも、岸和田市に混乱を招く市政運営が繰り返された。例えば、新庁舎建設にかかるものである。新庁舎建設についての議論は、平成25年より始まり、建設予定地の選定においては、評価基準を変更して当初の選定場所を変えた。そして、計画を進められたが、令和2年のプロポーザル方式での事業者選定では、入札参加事業者3社のうち突然2社を失格とした。それを不服とした外部からの選定委員4名が辞するという前代未聞の出

来事が起こり、ここでも岸和田市は大混乱した。

また、教育委員会が計画している、小中学校の適正規模・適正配置事業においても混乱を招いた。この事業は、賛否が大きく分かれていることから、大きく進展しているとは言えない状況が続いていた。そんな時、令和5年の新年互礼会において、「山手の新たなところで、新たな小中一貫校を整備する。既存の学校はいったん閉校にしない。子どもたちや保護者が学校を選べるようにする。」という旨の発言を突然されたことから、教育委員会、適正規模・適正配置の対象となっている地域や市議会及び関係機関だけでなく、岸和田市全体がまた大混乱した。このように、市政運営に疑問を抱かざるを得ない市長の行動は、取り上げていないものも含め何度も繰り返されてきた。このような市長の独断的で一貫性のない市政運営は、議会だけでなく、岸和田市民に対し不誠実極まりない姿である。再度即刻、退陣することを求める。

本市議会は、永野耕平岸和田市長を信任しない。

以上、決議する。

令和7年2月17日

岸和田市議会

(傍聴席で拍手する者あり)

○烏野隆生議長

御静粛をお願いします。

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

高比良です。私は12月20日の不信任決議で反対した際、7点の理由を挙げております。これに対して、どの議員からも反論は

ありませんでしたので、検証も含めて4問質問いたします。

1番、事件の全貌が明らかになっていないことについては、このまま事実不明のまま永野氏が去れば、同時に闇に葬るつもりでしょうか。

2番、前回の不信任決議において、私がダブル選挙と指摘し、そのとおりに1億円とも言われる市議選が行われたことによる選挙費用について、無駄な税の浪費を積極的に行ったと考えるのか、民主主義のコストと考えているのか。後者の場合、その限度額や費用対効果について具体的数字を示してください。

3番、本決議後の市長選挙において、既に候補予定者は議会内からも乱立が予想されており、これも私が忠告したとおり、永野長期政権への道を開いてしまう道へ進んでいます。一本化もできない状態で、具体的にどのように反永野候補を当選させる未来図を本決議案成立後に想定しておられるのかお答えください。

4番、庁舎前で怒りを表す市民などを前回も今回も不信任決議の理由としてきたわけですから、再度永野氏が当選した場合、そのような市民が現れ続けると予想されます。その場合、永野氏を追放するまで何度でも、税金を何億円を使っても不信任決議を出し、選挙をし続けるのか。そして、提案議員はどのように再当選した永野氏を迎えるのか、満面の笑みで拍手をもって迎えるのか、その対応をお答えください。

そして、提案議員の皆さんは、これまでも新年や予算審議を含めた年度替わりの時期の不信任決議案提出で市役所を大混乱させていることに対して、どう考えているのかも含めて、全員個々にその覚悟を市民に対してお示しください。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

まず、何点かありましたので、お答えします。

1つ目は、事件の全貌が明らかになっていないということでしょうか。これに対しては、公人である市長の不祥事を本人も認めていることであります。また、性加害のほうは、市長が秘匿を盾に語らないので、これは明らかにならないと思っております。

2つ目、市議会議員選挙に使う予算ですかね。これも予測されていたということですけれども、それを決めたのは永野市長であって、法律の立てつけ上は議会の解散もあり得るんですけれども、常識的には、議案が行き詰まり、議会の解散は考えられますが、自身の不祥事を責任転嫁して、議会の解散は筋が通らないことであり、潔く辞任して出直し選挙をすべきであったと考えております。

3つ目ですけれども、何人か市長候補が出るという話ですかね。これは仮定の話です。ですので答えられませんけれども、市民をばかにしている現市長に対しては、岸和田市民は賢明な判断をされると、そう考えております。

4つ目、市民の怒りがまだ爆発していないということですかね。それは、そんなことはないと考えております。行く先々で負けんといてやとか、今の市長を辞めさせてやと、そういう激励の言葉をいっぱい頂いております。

また、何度でも不信任決議案を出し続けるのかという5点目もありましたけれども、それも仮定の話です。現市長が再任されるというのは仮定の話ですけれども、例えば、市長へのリコールとか、時間はかかりますけれども、そういうのもあり得るか、そう思っております。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

まず1番については諦めるという答弁であり、2番、3番、4番についても、市長の責任、市民のせいというふうに、議会は知らんがなと、他人事であるというような非常に責任を他者に転嫁した答弁であったことは残念に思います。

そして、リコールのことは今、岩崎さんからお聞かせいただきましたけれども、リコールは、私があのときに、12月20日に反対討論で申し述べたことで、それを逆の立場になって今さら使うのかというふうに私も憤りを感じるしかないわけですけども、次の2回目の質問に移ります。

これも2つの質問にいたします。

1番、前の市長での不信任決議でも、200万円が受け取られたのかすら不明のまま、検証もできずに市長は去り、今回、その人の復活待望論も耳にしましたけれども、さきの質問も含めて、提案議員の皆さんは、大きな税金を使って行う選挙をあまりにも軽んじているのではないのでしょうか。そうでないならば、なぜ前回の私の7つの理由への反論や、今回の私の質問に明確に答えられない理由を教えてください。

2番、私は前回、永野氏を1回で落選させられる候補を議会が用意できない今、不信任決議を出す時期ではないとして反対しました。今回も政争として党利党略に使うための手段としてしか見えない不信任決議案を提出しても、議員自身が誰も市長として立候補する予定もなく、そのような覚悟すら市民に示せないのでは、永野永久政権のための行動にしか見えませんので、そうでないことを市民に対して、永野追放まで不信任決議を出し続けるとか、私が市長候補になるなど、担保するものを差し出して

市民に約束されなければ、この不信任決議案自体が単なるアリバイにしかありません。

令和6年12月3日、9日の追及の機会でも、質問したのは私と河合議員だけで、ほかは辞めろとの絶叫を幾ら重ねても、これは質問とは言えず、それも能力不足と見たとしても、令和7年2月4日の執行部との初会合でも、永野一族を永久追放すると永野氏を指さして宣言したのは私だけで、ほかの議員は型どおりのよろしく願いますと頭を下げていることから、怒りはみじんも感じられず、そもそも怒りを市民と共有しているのか、首をかしげるほかありません。

この不信任決議案が市民との怒りの共有だと言うなら、それを私のように顕在化してこなかったからこそ、先の覚悟も示せないのではないのでしょうか。再度チャンス을皆さんには差し上げます。本案からにじみ出る怒りなどを示し、私が市長候補となるなど、担保するものを差し出して市民に約束する議員が、もし21人の中に——岩崎さんだけじゃないですよ、皆さん、あなた方全員ですよ——の中にいるというのであれば、市民に対して覚悟を示してください。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

今の質問は2つあったと思うんですけども、1つは、何度も不信任決議案を出し続けるのかと。先ほども回答したように、また今後、その場合には協議して、いろんな方法を考えていくということになると思います。

もう1つは、なぜ今ということですよ。なぜ今ということなので、今、岸和田市のイメージは最悪になっていると考えます。将来にわたる損失を考えるならば、今、岸和田の正義を取り戻さなければならないと

考えております。また、現状であれば、将来、転出が増えて転入が減るだろうと、そういう予測の下で今やらなければいけないと、そう考えております。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

水かけ論になりますので、3回ですので、これ最後でやめておきますけども、先ほどの提案理由についても、失政について、るる挙げられておりました。私ももちろんそれは失政だということをはっきりと永野市長に対して宣言しております。質疑の中でも言うてきております。そんな中で、甘ったるいことばかりを言うて、しかも議案に対しては賛成してきた岩崎議員ほか20人、全てじゃないですけども、そういった議員が、この場を借りて、自分は正しかったんだというような、それを塗り替えるような、そういうようなことを今この場を使って言うことに対して、私はこれは市民に対する冒瀆だというふうに感じております。あとは賛成討論で申し上げます。

○烏野隆生議長

以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はありませんか。宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております市議案第2号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○烏野隆生議長

ただいまお聞きのとおり、宇野議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、高比良議員。

（5番 高比良正明議員登壇）

○5番 高比良正明議員

高比良正明です。不信任決議に対して賛成討論を行います。

その理由は、前回と同じ判断基準で、市議選の結果を見ると、永野妻の得票数があまりにも少なく、永野勢力が勢いをそがれている今であれば、ほかの市長候補が当選する可能性が上がっているとの理由であり、変節ではないと先に宣言いたします。

ただし、先ほどの質疑でも示したように、既に議会内でも候補者を乱立させている状態にあり、これは永野再当選への道を開いているとも見られ、市民を欺く行為です。政党として候補者を立てようとしている維新は、そもそも問題を発生させておきながら、除名されれば辞職すると公言していた永野氏を除名しないどころか、関係人と言われている前田府議も含めて、党としても説明責任を果たすこともせぬまま、サウナ市長の池田市のように、まだ候補者を出して漁夫の利を得ようとしている状態です。

また、ほかの提案議員も赤信号みんなで渡れば怖くないを今回も繰り返し、新人議員も既に朱に交われば赤くなっているようです。

2年前の選挙の投票率は38.64%でした。今回は1.59%、2025人増えて40.23%となりましたが、全国ニュースにもなっているのに、約6割の有権者が選挙権を放棄するのは、いかに誰がなっても同じが浸透し、あきれ返っているかを示しており、この主権者が自身の生殺与奪権をも放棄している状態をつくったことについて、私も含めて議会は猛省すべきです。

これも祭礼や地縁、血縁を背景にして、町会長の次の名誉職として議員となった者が、市民の口を塞ぎ、絶望させつつ、市長らと共に議員特権を抱いて眠り、民主主義を破壊し続けてきた結果です。そんな市民の気持ちの落ち込みは、けったくそという投票基準として表面化し、反知性主義として議会や市長が選ばれば、当然ながら後に市政の劣化として顕在化します。

大阪では、市民オンブズである見張り番が正した大阪府市の職員厚遇を維新は選挙ネタとしてさらにたたきまくった結果、偏差値の高い大学を卒業した新入職員の入職が減少したり、本市でも合格後の辞退例が増えましたし、2016年の国民投票でEUを離脱したイギリスでは、今年、イギリス国民の55%がEUを離脱したのは間違いと回答し、正しいと答えたのは30%にとどまりました。兵庫県知事選でも同じく、市民の熱狂が後に民主主義に反する選択であったと検証される例は少なくありません。

一般の人々が特に関心を持ちやすいのは、金の話とゴシップです。今回は後者であり、その市民の熱狂的な意見を受け止めながらも、熟慮し、騒動後にも失政であったと反省しないようにかじ取りをすることが議会には求められているのであり、渦中にあるとはいえ、同じように浮かれるのでは知恵がないと言われても仕方がないでしょう。

今回、1人の議員がこの場にいません。

法を学んでいれば、出席し、反対討論の可能性に挑戦もし得たはずですが、議会への申請ありませんでした。格言をもじって言えば、無能な味方は敵より怖いと言えるような行動は、永野氏を応援する議員にも、前回を含めた不信任決議、マスコミ対応、市長選と、何ら計画的なものではなく、全てがなし崩しで進んできた、民主主義を軽んじる議員に対しても浴びせられる言葉となります。

不信任決議案の上程は永野追放までやり続けられないようですから、4月に永野再選となれば、私の忠告どおり、永野永久政権を進めるために前回も含めた不信任決議案を議決したのかと市民に問われかねないことを申し上げ、既に内部分裂している状態下にありますが、後に市民に説明する言葉もないような状態にならぬような行動を取られることを提案議員各位には助言し、自分たちを省みるために、うそやうわさなどに惑わされず、自分の目で情報を判断することを伝えている絵本「二番目の悪者」の早期購読を伝え、賛成討論といたします。

○烏野隆生議長

次に、岸田議員。

(24番 岸田厚議員登壇)

○24番 岸田厚議員

日本共産党議員団を代表し、市議案第2号永野耕平岸和田市長に対する不信任決議に対する賛成討論を行います。

私たち市議会は、昨年12月20日に、永野市長に対し不信任を求める決議を20人の賛成で可決いたしました。しかし、市長は自らが失職することを選ばず、大義も道理もない、市議会を解散するという選択をし、1億円近い市民の血税を使ったわけであります。

議会の解散を行った記者会見では、不信任決議に大義はない、不信任決議に賛成の

議員の得票の増減で不信任決議が正しかったのか判断すると言いました。不信任決議に賛成した議員が全員再選し、全体でも得票を伸ばすという結果でした。市長への不信任決議への審判が正しかったということは明白であります。

本来ならば、2月2日の結果を受け、民意に従い、直ちに辞職すべきであります。しかし、いまだ市長として在籍しているあなたに再度不信任決議を提案いたします。

選挙中、私たちは大阪地方裁判所の和解の書面により、原告と被告は男女として純粋に対等な関係にあったとは言えず、むしろ、雇用維持を左右し得る優越的な立場にあって、両者の間には社会的な上下関係がおのずと形成されていたと認めるのが相当である。また、市長が公人であるとともに配偶者を有する身であることも考慮すると、自制すべきであったとの非難を免れないと指摘。そして女性は、性的関係が続く中で精神的失調を来し、訴訟の提起に至ったものであると、女性への謝罪と解決金の支払いを命じたわけであります。

今の法律で言えば、不同意性交等罪に当たり、単なる不倫ではなく性加害であります。今回の一連の女性への行動を私的なことであると言い張るあなたに岸和田市長としての資質がないことは明らかであります。

よって、不信任決議に賛成いたします。満堂の御賛同をお願いし、日本共産党議員団の賛成討論といたします。

○烏野隆生議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

討論なしと認めます。

これより市議案第2号を採決します。

この採決は記名投票をもって行います。

なお、本件は、地方自治法第178条の規定に基づき、議員数の3分の2以上の者が出席し、その過半数の者の同意を必要とします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○烏野隆生議長

ただいまの出席議員は、議長を含めて23人であり、議員数の3分の2以上です。また、その過半数は12人です。

なお、この表決は、私、議長も表決権を行使することとされておりますので、御了承をお願いします。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○烏野隆生議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○烏野隆生議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。

投票用紙には一切記入せず、本件を可とすることに賛成の議員は白票を、反対の議員は青票を、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼と出席議員の確認を命じます。

(高井哲也事務局長点呼、各議員投票)

1 番 小西拓禎議員

3 番 藤原豊和議員

4 番 中岡佐織議員

5 番 高比良正明議員

6 番 河合達雄議員

7 番 海老原友子議員

8番 昼馬光一議員
 9番 田中市子議員
 10番 殿本マリ子議員
 11番 反甫旭議員
 12番 宇野真悟議員
 14番 南加代子議員
 15番 井舎英生議員
 16番 友永修議員
 17番 西田武史議員
 18番 糸原佳一議員
 19番 岩崎雅秋議員
 20番 米田貴志議員
 21番 京西且哲議員
 22番 松本妙子議員
 23番 中井良介議員
 24番 岸田厚議員
 13番 烏野隆生議員

○烏野隆生議長

私はこの席から投票します。
 （議長議長席から投票）
 投票漏れはありませんか。
 〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

投票漏れなしと認めます。
 投票を終わります。
 議場の閉鎖を解きます。
 （議場閉鎖）

○烏野隆生議長

開票を行います。
 会議規則第31条第2項の規定により、立
 会人に岩崎議員及び京西議員を指名します。
 よって、両議員の立会いをお願いいたし
 ます。
 （開 票）

○烏野隆生議長

投票の結果を報告します。
 投票総数 23票
 これは、先ほどの議長を含む出席議員に
 符合しています。

そのうち、
 賛 成 23票
 反 対 0票

賛成（白票） 20票

1番 小西 拓慎
 3番 藤原 豊和
 4番 中岡 佐織
 5番 高比良 正明
 6番 河合 達雄
 7番 海老原 友子
 8番 昼馬 光一
 9番 田中 市子
 10番 殿本 マリ子
 11番 反甫 旭
 12番 宇野 真悟
 13番 烏野 隆生
 14番 南 加代子
 15番 井舎 英生
 16番 友永 修
 17番 西田 武史
 18番 糸原 佳一
 19番 岩崎 雅秋
 20番 米田 貴志
 21番 京西 且哲
 22番 松本 妙子
 23番 中井 良介
 24番 岸田 厚

反対（青票） 0票

（傍聴席で拍手する者あり）

○烏野隆生議長

御静粛をお願いします。
 本件の可決に必要な数は12票です。
 よって、本件は原案のとおり可決されま
 した。
 （2番 永野紗代議員着席）

○烏野隆生議長

本日はこれもちまして散会します。

午後 2 時56分散会